

別表

## 保育料基準額表

各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
階層	定 義	3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2	第1階層を除き前年度分の村民税非課税世帯	1,900円	1,300円
第3	第1階層及び第5～第10階層を除き、前年度分の村民税の課税世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	
第4	であってその村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	
第5	第1階層及び第2階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、	30,000円未満	
第6	その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	30,000円以上 90,000円未満	
第7		90,000円以上150,000円未満	
第8		150,000円以上210,000円未満	
第9		210,000円以上330,000円未満	
第10		330,000円以上	

・同一世帯から2人以上入所している場合は、2人目以降の保育料は半額になる。  
 ・3歳未満児の入所児童については、この表の規定に関わらず3,000円を限度として、同一階層の3歳以上児保育料と同額までその保育料を軽減する。

## 固定資産税による付加基準額表

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税による区分	認定する階層
第2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が20,000円以上である世帯	第3階層
第3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	第4階層
第4階層に属し、村民税所得割の額が5,000円以上で、かつ前年度分の固定資産税額が8,000円以上である世帯	第5階層